

西こじょう会 会則

第一章 総則

- 第1条 (名称)
この会は、西こじょう会と称する。(以下、本会と称する)
- 第2条 (会員)
本会は、名古屋市高年大学鯉城学園を卒業して西区に居住し、入会した人で構成する。
入会金及び年会費の納入をもって会員とする。
入会后、転居し西区を離れた会員が在籍を希望する場合は会員を継続することができる。
- 第3条 (目的)
会員相互の親睦と教養の向上に努め、加えて地域活動に参画して、地域に貢献することを目的とする。
- 第4条 (事業)
前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)各種行事などの企画開催
(2)ボランティア活動
(3)会誌の発行
(4)その他、必要な事業
- 第5条 (情報管理)
会員の個人情報、関係法令に基づき厳重に管理する。
- 第6条 (事務局)
本会の事務局は、会長宅に置く。

第二章 組織

- 第7条 (構成)
- | | |
|-------------|---|
| 1、会長 | 本会を代表して業務を統括する。 |
| 2、総務委員会 | ①総務を担当する。
②学区および同好会を管掌する。 |
| 3、広報委員会 | 本会の活動全般について広報活動する。 |
| 4、ボランティア委員会 | ①本会のボランティア活動を企画し遂行する。
②行政などのボランティア活動に極力参加する。 |
| 5、行事委員会 | 作品展・見学などの行事全般を企画し遂行する。 |
| 6、会計 | 本会の会計を担当する。 |
| 7、鯉城会幹事 | 鯉城会の幹事会に出席し、その役務と報告をする。 |
| 8、会計監査 | 年度末に会計監査を行い、総会において報告する。 |
- 第8条 (ブロック幹事・他)
- | | |
|----------|--|
| 1、ブロック幹事 | ブロックに幹事を選任して、会員への情報伝達や意見収集の任務を担う。以下、「ブロック幹事」と称する。 |
| 2、学区 | ブロックの集合体とする。以下、「学区」と称する。 |
| 3、学区相談役 | 学区に、1~2人置くことが出来る。相談役は幹事を補佐し、学区の親睦に努める。 |
| 4、同好会 | ①同好会は、会員より有志を募って構成する。
その運営のため代表者を置くものとする。
②地域貢献に積極的に取り組み、非会員でも本会の趣旨に賛同する者の参加を認める。
③同好会代表者は、会員でなければならない。 |

第三章 人事

第9条 (役員)

本会には、会員の互選により次の役員を置く。

1、会長	1名	2、副会長	2名
3、総務委員長	1名	4、広報委員長	1名
5、ボランティア委員長	1名	6、行事委員長	1名
7、会計	2名	8、鯉城会幹事	1名

なお、副会長は兼任が出来る。また、委員長の下に副委員長1名を置くことが出来る。

第10条 (選出・任期)

各役員の選出方法および任期は下記の通りとする。

- 1、会長は、会員の互選により選出する。任期は1年として再任は妨げない。
また、各役員も任期は1年として再任は妨げない。
- 2、鯉城会会則に従い、会長は代議員を兼務し、任期は会長任期とする。
鯉城会幹事は2年毎に1名選出し、任期は2年とする。
- 3、会計監査は、会長が会員より2名を選出し委嘱する。
- 4、ブロック幹事は、当該ブロックの会員より互選で選出する。
なお、副幹事を置くことが出来る。任期は自由とする。
- 5、学区相談役は、役員会が任命する。任期は自由とする。

第四章 会議

第11条 (会議)

会議は、次の通りとする。

- 1、総会は、毎年4月に開催し会務全般を報告する。当日の出席会員をもって成立し、出席者数の過半数をもって議決する。重要事項で緊急性があるときは会長がこれを招集する。
- 2、役員会は、役員数の過半数の出席により成立し、議事は過半数をもって議決する。
賛否同数の場合は会長が採決する。会員は誰でも傍聴することが出来る。
- 3、幹事会は、役員およびブロック幹事で構成し、本会活動についての意見や提案を反映させること。

第五章 会計

第12条 (入会金・年会費)

入会金は 500円とする。年会費は2,000円(鯉城会費を含む)とする。
ただし、同一家族で2人目の会員の年会費は1,000円とする。

第13条 (会計年度)

会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。
決算報告は監査を受けた後、総会で承認を得るものとする。

第六章 その他

第14条 (届出・資格喪失)

会員は、住所氏名の変更、退会の意思が生じた時は、速やかにブロック幹事を通じて総務委員長に届け出ること。他の会員の死亡を知った会員は、家族等に確認の上、ブロック幹事を通じて総務委員長に連絡する。

第15条 (会則改正)

会則の改正は、総会の出席者の3分の2以上の議決により改正することが出来る。
なお、本会は別途細則を定める。細則の改正は役員会において議決することが出来る。

第16条 (再入会に伴う措置)

会員が再入会した場合は、入会金を免除し、年会費のみ納付すること。

第17条（設立年月日）

設立年月日は、平成 3年(西暦1991年) 3月 25日とする。

- 付則
- ①この会則は平成 3年4月1日より施行する
 - ②この会則は平成10年4月1日より改訂施行する
 - ③この会則は平成11年4月1日より改訂施行する
 - ④この会則は平成12年4月1日より改訂施行する
 - ⑤この会則は平成14年4月1日より改訂施行する
 - ⑥この会則は平成15年4月1日より改訂施行する
 - ⑦この会則は平成17年4月1日より改訂施行する
 - ⑧この会則は平成19年4月1日より改訂施行する
 - ⑨この会則は平成21年4月1日より改訂施行する
 - ⑩この会則は平成23年4月1日より改訂施行する
 - ⑪この会則は平成24年4月1日より改訂施行する
 - ⑫この会則は平成26年4月1日より改訂施行する
 - ⑬この会則は平成28年4月1日より改訂施行する
 - ⑭この会則は平成29年4月1日より改訂施行する
 - ⑮この会則は平成31年4月1日より改訂施行する
 - ⑯この会則は令和 4年4月1日より改訂施行する
 - ⑰この会則は令和 5年4月1日より改訂施行する
 - ⑱この会則は令和 6年4月1日より改訂施行する
 - ⑲この会則は令和 8年4月1日より改訂施行する

細 則

第7条（構成）の関連事項

- 1、総務委員会 ①会員名簿の管理を行う。
②ブロック幹事および役員役務お礼金は、一律1,500円とする。
③同好会の期初の活動支援金は、一律3,000円とする。
④会員への弔電は、上限2,500円として弔意を表す。
- 2、広報委員会 ①広報誌「西こじょうだより」を年2回(6月、12月)発行する。
また、状況に応じて適宜に「西こじょう会かわら版」を発行する。
②原稿の投稿1人当たりに対し、謝礼金500円(商品券)とする。
但し、ブロック幹事・役員・同好会代表者の業務原稿には謝礼しない。
③西こじょう会のホームページの維持管理を行う。
- 3、ボランティア委員会 ①活動実績で参加人数を把握する。
②年度初めに、ボランティア保険に加入者数を把握し申込する。
また、1人当たり加入費300円のうち、100円の補助金を出す。
③鯉城会へ、上期と下期において活動実績を報告する。(学園の目的)
- 4、行事委員会 ①行事下見の経費は請求できる。ただし、会長の事前承認が必要とする。
- 5、その他 ①この細則に定めのない事項が生じた時は、役員会にて審議し議決することが出来る。(第11条の2 適用)

- 付則
- ①この細則は平成31年4月1日より施行する。
 - ②この細則は令和2年4月1日より改訂施行する。
 - ③この細則は令和3年7月31日より改訂施行する。